主 文 原決定はこれを取消す。 理 中

思うに、民事訴訟法第二一条が、併合訴訟の特別裁判権を認めたのは、いうまで もなく被告において、一つの請求について当該裁判所に管轄権がある以上その請求 については同裁判所で応訴せざるを得ないので、原告が、同一被告に対して数個の 請求を為す場合にその一つの請求について管轄権を有するならば、他の請求は併合 によつてその裁判所に土地管轄を認めても、あえて被告に不利益を被らしめないと の考慮に基くものであつて、その裁判所が、数個の請求中訴訟の附帯の目的たる請求についてのみ管轄権を有するに過ぎない場合であつてもそれは、もともと独立の 管轄権を有するわけであるから、これと併合要件を充たすかぎり該裁判所に他<要旨 第一>の主たる請求について土地管轄を認めても、あえて被告の管轄の利益を奪うと は考えられない。したがつて従〈/要旨第一〉たる請求に主たる請求を併合して訴を提 起することはもとより適法であつて、単に主たる請求について元来管轄権がないと いう理由だけで同条の適用がないと解すべきではない。もつとも手形金の債務不履 行に因る遅延損害金はその発生が、手形債務の存在を前提とする関係から、手形債務に従属し、その義務履行地は、右手形債務の支払地と同一と解すべきか、または満期後の手形といえども裏書によってのみ完全にその権利を譲渡され得ることから みて、すくなくとも商法第五一六条第二項にいう指図債権の観念に含まれると解す べきか多少の疑問もないではないが、本来遅延損害金は手形法第四八条第一項第二 号所定の法定利息とは性質を異にし、純然たる損害賠償債務であつて手形行為に基 因するものではないから、手形金債務とは必ずしもその運命を共にせず、その譲渡 も民法所定の指名債権の譲渡の方法によるべきものと考えざるを得ないので、その 義務履行地は、手形の支払地と同一と解すべきでないことはもとより商法第五一六 条第二項の適用もないというべきで〈要旨第二〉ある。したがつて、手形金債務の不履行に因る遅延損害金は、持参債務と解する。しかして、本件請求の遅延〈/要旨第 〉損害金の債権者たる抗告人の住所が、北海道松前郡b町であることは記録に徴し て明らかであるから、その請求の裁判籍は函館地方裁判所に存するものというべ く、したがつて、手形の支払地および被告の住所地が元来同庁の管轄に属しないと しても手形金の請求は併合して訴求し得べきである。原審が、同庁に管轄権がない として盛岡地方裁判所に移送する旨の決定を為したことは失当であるから、民事訴 訟法第四一四条第三八六条によりこれを取り消すべきものとし、主文のとおり決定 した。

(裁判長判事 西田賢次郎 判事 山崎益男 判事 水野正男) (別 紙)

一、振出人白井春助、受取人旭佳明、振出日、昭和二六年九月一七日、金額二〇万円、満期同年一一月一五日、振出地岩手県気仙郡広田村、支払地同県同郡 a 町、

支払場所岩手県殖産銀行大船支店 三、振出日昭和二六年一〇月二日、金額一五万円、満期同年一二月三〇日、その 他前同様